

水産庁とのやりとりと2月17日の質問書です。質問書項目1・4・6・7は重要です。

4の遊漁船の定義は救命イカダ・無線の話にもつながります。

質問書に対する回答に1ヶ月以上かかってわずか1行!!!回答する気無し。

特定免許・救命イカダ・無線の件は水産課と同じ丸投げです。

答えられないとしか思えません。水産庁に遊漁船の管理は出来ないようです。

回答になっていないので質問書だけでもお読みください。

こちらから問い合わせフォーム入力文

25年2月17日水産庁へ

sogo601992の件で一度も納得出来る回答を頂いたとは思えませんので業務規程例の起案者、XX様と24年9月9日回答者様に質問書ファイルを広島県水産課経由で送ります。不当な行政処分となっている実態についてです。回答しやすいようにワードファイルそのまま転送します。必ずご確認ください。届いていないなら直接返信出来るアドレスをご連絡ください。この内容についてはすぐにアップしません。そちらの対応を待ってからいたします。アップする場合に実名の記入に問題があれば公表しません。XX様のお名前はY長として出ているので問題はないのではと思いますがご希望を確認いたします。

25年3月15日水産庁へ確認

1・sogo601992の件、2月17日質問書の回答全くありません。回答して頂けない理由も教えて頂けません。安全や誠実と言う資格あるのかさえ疑問です。XX様が部署移動になったとお聞きしました。XX様がお答え出来ないなら令和6年3月28日の起案書ZZ様ご回答お願いします。回答頂けない場合、責任は水産庁長官ですね。訴える方がおられたらやり取り全て提供し協力します。2・別件です。特定免許・救命イカダ・無線の件を広島県水産事務所に問い合わせましたが答えられないので国交省などに問い合わせるようにとの指示です。遊漁船と認定するのは水産庁の指示を受けた都道府県水産課のはずです。監督官庁としての疑問があります。どうお考えですか？

25年3月26日水産庁からの回答↓

藤原 進 様

お問い合わせ内容に対してご回答させていただきます。

【問い合わせ内容】

項目：メールアドレス

内容：april27@ae.auone-net.jp

項目：件名

内容：sogo601992の質問についてZZ様

項目：ご意見・お問い合わせ内容

内容：(上記3月15日水産庁へ確認と同内容のため省略)

【回答】

1について

ご質問いただいた件についての回答はこれまでお答えしたとおりです。

2について

特定操縦免許の取得や遊漁船への安全設備の設置義務付けについては、国土交通省が所管している船舶職員及び小型船舶操縦者法の関係法令及び船舶安全法の関係法令に基づくものです。

水産庁 資源管理部管理調整課（代表）03-3502-8111

回答に対して再度、お問い合わせご質問をされる方は
下記アドレスから行ってください。

本メールに対しての返信にはお答えできませんのでご了承ください。

<https://www.contactus.maff.go.jp/voice/sogo.html>

以下質問書本文↓

水産庁遊漁船担当

業務規程例制作者 XX 様

24年9月9日再々質問（sogo601992）回答者様

25年2月17日

広島県遊漁船登録番号0115

遊漁船みのり 藤原 進

業務規程制作についての指導・処分について質問書

私は法律の知識がないので一般的な質問書の形式で質問いたします。

日付に年の記入のないものは全て2024年です。

再三質問させて頂いている24年10月1日までに新しい業務規程提出という指導・処分についてご回答お願いいたします。ご承知と思いますが経緯は私のホームページにアップしております。こちらの質問書と「9月9日回答の矛盾」を一緒に広島県水産課経由で転送を依頼します。その他資料はすでにご確認と思われませんが全てみのりホームページ minori40.net にアップしております。

別表6「**利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。**」この文言は書き換え削除が出来ない。書き換えた場合は「業務改善命令」から「登録の取り消し」と5月1日・13日に広島県水産課から回答をされました。水産庁に問い合わせで回答となっております。「指導のために釣り可能」も6月19日回答で初めて出てきた文言です。5月13日、この時点で私が質問を止めていれば「船長釣り禁止」と判断出来ます。実際に「船長釣り禁止」と流布されています。書き換え削除が出来ないとは6月19日と9月9日の回答にもあります。

このことに根拠となる資料が無い事は水産庁長官の名前が入った文書で証明されています。

直結する省令が無い事は7月23日レポートで証明されています。

今現在、私の**書き換え削除した業務規程が受理**されていますので**任意です。見解の相違ではなく合法です。**

そこで今回の業務規程例を最初に制作されたXX様とsogo601992に対する回答者様に上記を踏まえて質問です。

1・「登録の取り消し」と回答された事は不当であり新しい業務規程の提出は行政処分であるはずですが。このことに疑問があるが書き換え出来ないと言われそのまま提出された場合「**不当な行政処分**」となります。不服

申し立てをすることも出来るようです。全国には私のように質問し同じような回答をされ不当な行政処分を受けた主任者がおられるはずです。2月16日のチャット質問者は該当します。

私には届いておりませんでしたでしたが事前通達をしたと言われていました。「自ら釣りしません」の文言については2月16日のチャット以外に見当たりません。もしこのチャットを示すのであれば見た主任者が納得していないが質問をせずそのまま提出している場合、皆さん不当な行政処分を受けたことになります。

強制ではなく任意であると間違いを認め全国の主任者に届くような通達を流す予定はありませんか？

2・業務規程例を初めに制作されたのはXX様であるという起案書を協力者に頂きました。その資料にはこの問題の文言、該当に○をなくす、つまり**強制とすることについて何も書いてありません。**

「自ら釣りしません」と書かされる事に説明は一切ないのでこのことを素直に受け取ると主任者は「釣り禁止」となります。山形県にいたっては行政の立場で唯一「釣り禁止」と書かれたファイルをアップされていました。私の3度目の忠告で間違いを認めて削除されました。流布されている例は「10月8日日誌ヤフー知恵袋」「12月9日日誌テレビ番組写真」「10月8日・12月13日日誌山形県とのやり取り」「10月1日日誌」などご確認ください。

このような状況で事前調査・事前通達・協議があったと言えますか？

3・起案書P27に「安全に関する情報の公表をせず、又は虚偽の届け出をした者」とあります。2の質問に書いてあるように説明はないので「船長釣り禁止」となります。

一方で水産課とのやり取りの10月18日から22日の書き換えなくても釣りが出来るや水産庁6月19日の回答「指導のための釣り可能」遊漁室・〇〇様の回答「客に釣りを教える分には構わない」ともあります。そのことを正式に通達した形跡は全く無しです。「自ら釣りしません」と書けば指導でも釣りをすれば虚偽を書いていることになります。

虚偽はダメと言いながら虚偽の書類を提出しろと指導・処分されています。嘘を書いてもいいのですか？

嘘を書かされる事を何度質問しても水産庁・水産課から誠実な回答はありません。

4・遊漁船の定義について6月19日回答に『船舶により、乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業』とあります。

- ・漁師が複数人で漁をした場合
- ・プレジャーボートが事業(本業)の関係者を乗船させた場合(事業に関係すれば友人・知人・家族・部下・同僚も含む)
- ・テレビ番組で出演者が漁や釣りの手伝いをした場合
- ・YouTubeに人を乗せ船長自ら釣りをしている動画を広告付きでアップさせた場合

などなど上記に該当すると思われる事案がたくさんあります。長官が船長の釣りが「見張り不十分になることは明らか」しかし「起因・遠因となる事故の資料が無い」と言われています。登録した**遊漁船船長だけが危険と決めつけ「自ら釣りしません」となります。**見聞きした資料も無し、危険とつぶやく人も無しです。決めつけデカよりひどい話です。我々(国民)の**権利を奪っています。**

これが法の下での平等と言えますか？

5・上記にリンクし同じ内容も含みます。6月19日と9月9日の回答に対する「9月9日回答矛盾まとめ」ファイル添付します。9月9日の回答者様、

そのファイルの矛盾に回答はしていただけますか？

6・9月9日の回答に「取り締まりの対象」と書かれています。指導のためなら釣りが出来ると6月19日の回答や水産課の回答にあります。

書き換えをしなかった主任者の「自らのため」と「指導のため」の釣り、違い区別はどうやって判断されますか？

7・この件についての業務規程違反となった場合の具体的な罰則はどのようなものになりますか？

書き換えない主任者が釣りをしている時、相手船の見張り不十分で事故が起こった場合に業務規程違反に問われることはありますか？

ネット上の情報ではX X様の年齢30代前半、釣り好きと出ておりました。私が遊漁船を始めたのが33歳で今のX X様と同世代です。釣り好きで人生かけて始めました。6月26日の意見にも書きましたがそのころに船長釣り禁止なら遊漁船をやっておられません。

私が**実際に**船長たちに聞いた話では

- ・「自ら釣りしません」が強制になったことに気づいてない船長
- ・ばれないように釣りをすればいいと判断する船長
- ・漁協に言われたらから書き換ええない船長
- ・罰則が無いらしいと言う噂を信じて書き換ええない船長
- ・このことが釣り禁止になると思っていない船長
- ・机の上で考える人は現場をわかってないと呆れている船長

などかいます。何も事前説明がないので当然とも思います。「指導のための釣り可能」を知らなくも今まで釣りをしていた船長は上記のような判断でほとんど方が今でも釣りをしています。

「船長釣り禁止」なら遊漁船をやめよう判断した船長の話も聞きました。幸いその船長の知人が私のページを案内して内容を理解され続けられるようです。全国的にはやめた船長もいるのではと思います。私の良く知る夫婦とも主任者の資格を持っていた遊漁船が主任者は釣りが出来ないならと奥様の登録をなくした方もいます。船長はご主人でたまに奥様が操船を代わってました。同じ人が主任者なら釣り禁止（危険）で登録しなければOK？こんな馬鹿げた話はありません。

長官の名前の入った回答書があり起案書の中にも「水産庁長官→都道府県知事」とあります。今後、この不当な行政処分気づいた私以外の方が訴えた場合、責任が長官に行くのではとも判断出来ます。

私の希望は1の回答で誠実に間違いを認め通達を流すと回答頂ければ2・3・4・5の質問の回答は不要です。

6・7の質問は通達を流されても「面倒だから」「意味が分からない」などで書き換ええない主任者もいると考えられます。取り締まりと罰則について明確になることを希望します。

何かルール変更をするにあたりこのような**法律に無い事と現場無視**をやめて頂きたいだけです。

救命イカダや無線の話にもつながります。我々のような小型船に取り付けられる商品もないのに話を進める、AISは起動状態にしたいのに求めようとする、多大な負担を強いる、今まで黙認してきた立ち入り禁止防波堤にいきなり渡船禁止。怒号の飛び交う説明会動画を見たことがあります。なぜか次に検索しても見つかりませんでした。圧力でもかかったのでしょうか？今回の改正、いろいろ問題になっていますよね。

通達が流され「船長釣り禁止ではない・業務規程違反にならない」と全国的に認知されれば今後このことでの質問、意見は致しません。これ以上、都道府県担当者や海上保安官を困らせないでください。

お忙しいところお手数をお掛けしますが今回は逃げずに是非ともX X様から直接の回答を期待いたします。不当な行政指導を受けた私にはその権利があると思います。

回答して頂けないなら理由をお知らせ下さい。すぐに回答頂けない場合もいつまでに返答いただけるかお知

らせください。前回9月9日回答のように2か月半待つてあのような「矛盾だらけ」にならないように願います。